

入園選考基準表

保育園、認定こども園等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。利用調整に当たっては、「入園選考基準表」の基本点と、「優先項目加点表」と「調整指数表」の点数を合算し、その合計点が高い世帯から利用が可能となる。

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例施行規則(平成27年泉南市規則第3号)第6条の規定に基づく保育認定の要件の基本点を次のとおりとする。

保護者の状況		基本点	
就労	月160時間以上の勤務	100	
	月140時間以上の勤務	90	
	月120時間以上の勤務	80	
内定及び家庭従業者の場合は時間によって-10とする	月96時間以上の勤務	70	
	月64時間以上の勤務	60	
	週4日未満または1日4時間未満の勤務	50	
内職	月120時間以上の勤務	60	
	月64時間以上の勤務	40	
妊娠・出産	出産前後2か月	50	
疾病・障がい	疾病	入院(1か月以上)、常時病臥	100
		診断書等	60
	障害	身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳A	100
		身体障害者手帳3級・精神障害者保健福祉手帳2級・療育手帳B1	80
	身体障害者手帳4～6級・精神障害者保健福祉手帳3級・療育手帳B2	60	
同居親族等の介護・看護	常時保育が困難	90	
	入院・通院・通所の付き添いのため特に保育に支障があると判断できる書類がある場合	50	
災害	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっている場合	100	
求職活動	概ね週4日以上かつ1日4時間以上の就労の求職	20	
就学	教育機関または就労に必要な技能習得のための職業訓練校等への在学(時間によって就労の-10とみなす)	90～40	

(備考)

1. 父母それぞれの基本点を合算する。
2. 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点が高い方の要件を採用する。
3. 利用調整時点において育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間帯により判断する。
4. 家庭従業者とは、自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者。
5. 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
6. 就労時間数はすべて休憩時間を含むものとする。
7. 確認書類の提出がない場合は、各事由の最低点とする。

優先項目加点表

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例施行規則第10条の規定に基づく優先利用の要件の点数を次のとおりとし、基本点に加点するものとする。

(1) ひとり親家庭(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく配慮)		100
(2) 生活保護世帯又は生計維持者の失業(就労促進による自立支援)		20
(3) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		最優先
(4) 申込み子どもが障害を有する場合		70
(5) 育児休業を終了した場合	育児休業取得前に保育施設を利用していた場合	30
	上記以外	10
(6) きょうだい既に施設に入園している場合	同一施設	40
	別施設	30
(7) 特定地域型保育事業を卒園した場合	連携施設への入園	最優先
	連携施設以外への入園	30
(8) 父又は母が、精神又は身体に重度の障害(※1)を有しており、かつ、他に当該子どもを保育する者がいない場合		20
(9) 既に市内の保育園、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用している子ども(※2)が転園を希望する場合		30
(10) 父又は母が保育士資格を有しており、かつ、特定教育・保育施設において、常勤又は常勤に準ずる(※3)者として、就労している又は就労することが内定している場合	市内特定教育・保育施設に就労する場合	50
	上記以外	30
(11) その他優先利用が必要と市長が認める場合		状況により別途判断

(備考)

※1「重度の障害」とは、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有することをいう。

※2「既に市内の保育園、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用している子ども」とは、泉南市内に在住している子どもで、1号認定は除く。

※3「常勤又は常勤に準ずる」とは、月140時間以上の勤務をいう。

調整指数表

条件	調整点	
きょうだいと同時に申請する場合	多胎児	15
	上記以外	5
4月1日入園希望者の中で、前年度の10月1日以降、全施設に利用申込みを行っているものの入園決定を一度も受けていないもの	10	
認可外保育施設等に既に入園している場合 ※1年以内に保育認定を受けている者に限る	10	
転入の前月まで、保育認定を受けて、保育園・認定こども園又は特定地域型保育事業を利用している場合	10	
同一園において1号認定から2号認定へ変更する場合	30	
同居の祖父母が65歳未満で求職活動中の場合	-10	
書類不備の場合	-10	
保育園等に在籍していないきょうだいがいる場合(就労先に託児室がある場合は除く)	-30	
正当な理由なく保育料等を3か月以上滞納している場合	-30	

同点の場合、以下の基準を(1)から順に当てはめて、利用調整を行う。

(1) 入園選考基準表の基本点が高いもの
(2) 当該特定教育・保育施設の希望順位が高いもの
(3) 養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯
(4) 父母の月の勤務時間の合計が長いもの
(5) 入園施設から勤務先までの距離が近い保護者同士を比べて、距離が遠いもの (直線距離により判断)
(6) 前年度の市民税所得割額が低い世帯